○労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)(抄)(第一条関係)◎労働基準法及び労働安全衛生法の一部を改正する法律案新旧対照表

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

する業務(以下この項において「対象業務」という。)常高くないと認められる業務のうち、労働者に就かせることと

当する労働者であつて、対象業務に就かせようとするものの範当する労働者であつて、対象業務に就かせようとするものの範一 この項の規定により労働する期間において次のいずれにも該

よる合意に基づき職務が明確に定められていること。
イ 使用者との間の書面その他の厚生労働省令で定める方法に

1 次のいずれかに該当すること。

- (1) 労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金(1) 労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金として厚生労働省令で定める海ところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をとして厚生労働省令で定める額に換算した額(②においてとして厚生労働省令で定める額以上であること。
- 額が、見込み年間給与額の三倍の額以上となり得ること。賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額を加えた得た成果に応じて使用者から支払われることとされている見込み年間給与額に、労働契約により対象業務に従事して見込み年間給与額が、基準年間平均給与額を相当程度上

(3)

株式会社である事業主から付与された当該株式会社の新

を保有していること。 の他の厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。) 株予約権(その発行について金銭の払込みを要しないことそ

三 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該三 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該三 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該三 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該三 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該

を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。
て厚生労働省令で定めるもののうちから当該決議で定めるもの四対象業務に従事する対象労働者に対し、次に掲げる措置であつ

の設定に関する措置
る時刻の間において労働させる回数の一箇月についての上限ける継続した休息時間の確保及び第三十七条第四項に規定する。対象労働者ごとの始業から二十四時間を経過するまでにお

関する措置
ロ 健康管理時間の一箇月又は三箇月についての上限の設定に

に関する措置 に関する措置 一年間を通じた休日の確保及び四週間を通じた休日の確保

の健康及び福祉を確保するための有給休暇(第三十九条の規定二 対象労働者の健康管理時間の状況に応じた当該対象労働者

置による有給休暇を除く。)の付与、健康診断の実施その他の措による有給休暇を除く。)の付与、健康診断の実施その他の措

置

置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。五対象業務に従事する対象労働者からの苦情の処理に関する措

対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
 対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
 六 使用者は、この項の規定による同意をしなかつた対象労働者に

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

告しなければならない。
ころにより、同項第四号に規定する措置の実施状況を行政官庁に報② 前項の規定による届出をした使用者は、厚生労働省令で定めると

員会について準用する。 ③ 第三十八条の四第二項、第三項及び第五項の規定は、第一項の委

(労働時間及び休日)

四十条及び第四十一条の二の規定は、満十八才に満たない者につい第六十条第三十二条の二から第三十二条の五まで、第三十六条、第

②·③ [略]

ては、これを適用しない。

(法令等の周知義務)

第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項、第三十二条の五則、第十八条第二項、第二十四条第一項ただし書、第三十二条の二第百六条 使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規

(労働時間及び休日)

| 第四十条の規定は、満十八才に満たない者については、これを適用||第六十条||第三十二条の二から第三十二条の五まで、第三十六条及び

②・③ [略]

(法令等の周知義務)

第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項、第三十二条の五則、第十八条第二項、第二十四条第一項ただし書、第三十二条の二第百六条 使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規

つて、労働者に周知させなければならない。 完一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十十 第三十八条の四第一項及び第五項(第四十一条の二第一項に規定は はり準用する場合を含む。)並びに第四十一条の二第一項に規定は はり準用する場合を含む。)並びに第四十一条の二第一項に規定は はり準用する場合を含む。)がびに第四十一条の二第一項に規定は はに第三十八条の三第一項がに第 はにませる。 はにませる

略

2

なければならない。

ま一項、第三十四条第二項ただし書、第三十八条の三第一項及び第五項に規定する決議を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することをの他の厚生労働省令で定める方法によつて、労働者に周知させとその他の厚生労働省令で定める方法によって、労働者に周知させる。

ま一項、第三十八条の二第二項、第三十八条の三第一項並びに第第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十七

② [略]

(面接指導等) (面接指導等) (面接指導等) (面接指導等) (面接指導等) (面接指導等)
(面接指導等) (面接指導等) 者の健康の保持者の健康の保持 者の健康の保持 労働者に対し、 で面接により必 で面接により必 で面接により必 で面接により必 が働者は、前点 が働者は、前点 が動者は、前点 を希望し ることを希望し をだし書の規定 ただし書の規定 ただし書の規定 をない。たい をない。たい をがしまり必
- 17 1米 アニング ちゅっぱい 工業 コンス・ムツ (朝) - 一二

ばならない。

5 労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じな け るほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は 作業の転換、 ると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、 事業者は、 ればならない。 労働時間の短縮、 前項の規定による医師の意見を勘案し、 深夜業の回数の減少等の措置を講ず その必要があ

ばならない。

5

労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じな るほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は 作業の転換、 ると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、 ければならない。 事業者は、 労働時間の短縮、 前項の規定による医師の意見を勘案し、 深夜業の回数の減少等の措置を講ず その必要があ

〔新設

項の

第六十六条の八の二

事業者は、

労働基準法第四十一条の二第

規定により労働する労働者であつて、 わなければならない。 康の保持を考慮して厚生労働省令で定める時間を超えるものに対 号に規定する健康管理時間をいう。 厚生労働省令で定めるところにより 以下 その健康管理時間 同じ 医師による面接指導を行 が当該労働者の (同項第三 健

2 による有給休暇を除く。 ついて準用する。 は、 配慮等」と読み替えるものとする。 前条第二項から第五項までの規定は、 作業の転換 「職務内容の変更、 この場合において 労働時間 の短縮、 の付与 有給休暇 健康管理時間が短縮されるため 深夜業の回数の減少等」 (労働基準法第三十九条の規定 同条第五項中 前項の事業者及び労働者に 一就業場所の変 とある

第六十六条の九 労働者以外の労働者であつて健康 事業者は、前条第一項の規定により面接指導を行う へ の 配慮が必要なものについて

第六十六条の九

事業者は、

第六十六条の八第一項又は前条第一項の

規定により面接指導を行う労働者以外の労働者であつて健康

へ の

- 7 -

り、必要な措置を講ずるように努めなければならない。配慮が必要なものについては、厚生労働省令で定めるところによ

(健康診断等に関する秘密の保持)

第百四条 第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項第百四条 第六十五条の二第一項及び第六十六条の八第一項の規定による値康診断、第六十六条の八第一項及び第六十六条

に努めなければならない。は、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう

(健康診断等に関する秘密の保持)

て知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。

規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関し接指導、第六十六条の十第一項の規定による検査又は同条第三項の接での規定による健康診断、第六十六条の八第一項の規定による面第百四条第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項

改正案	現行
(他の法律の適用除外等)	(他の法律の適用除外等)
第五十八条 〔略〕	第五十八条 〔略〕
2 [略]	2 [略]
3 労働基準法第二条、第十四条第二項及び第三項、第二十四条第一	3 労働基準法第二条、第十四条第二項及び第三項、第二十四条第一
項、第三十二条の三から第三十二条の五まで、第三十八条の二第二	項、第三十二条の三から第三十二条の五まで、第三十八条の二第二
項及び第三項、第三十八条の三、第三十八条の四、第三十九条第六	項及び第三項、第三十八条の三、第三十八条の四、第三十九条第六
項、第四十一条の二、第七十五条から第九十三条まで並びに第百二	項、第七十五条から第九十三条まで並びに第百二条の規定、労働安
条の規定、労働安全衛生法第六十六条の八の二及び第九十二条の規	全衛生法第九十二条の規定、船員法(昭和二十二年法律第百号)第
定、船員法(昭和二十二年法律第百号)第六条中労働基準法第二条	六条中労働基準法第二条に関する部分、第三十条、第三十七条中勤
に関する部分、第三十条、第三十七条中勤務条件に関する部分、第	務条件に関する部分、第五十三条第一項、第八十九条から第百条ま
五十三条第一項、第八十九条から第百条まで、第百二条及び第百八	で、第百二条及び第百八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船
条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進	員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれ
に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定に基づく命令	らの規定に基づく命令の規定は、職員に関して適用しない。ただし、
の規定は、職員に関して適用しない。ただし、労働基準法第百二条	労働基準法第百二条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船
の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船員法第三十七条及び	員法第三十七条及び第百八条中勤務条件に関する部分の規定並び
第百八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動	に船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びに
の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定に基づ	これらの規定に基づく命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準
く命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準法別表第一第一号か	法別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで
ら第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事	に掲げる事業に従事する職員に、同法第七十五条から第八十八条ま

4 . 5 . [略]	関しては適用する。	十二年法律第百二十一号) 第二条第一項に規定する者以外の職員に	九条から第九十六条までの規定は、地方公務員災害補償法(昭和四	する職員に、同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十
4・5 [略]		する者以外の職員に関しては適用する。	災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第一項に規定	で及び船員法第八十九条から第九十六条までの規定は、地方公務員

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)(抄) (附則第五条関係)

(傍線部分は改正部分)

条中「使用者」とあるのは「使用者(派遣先の使用者を含む。)」第二項、第百四条の二、第百五条の二、第百六条第一項及び第百九働者派遣法第四十四条の規定」と、同法第百一条第一項、第百四条項並びに第百四条の二中「この法律」とあるのは「この法律及び労	と、同法第九十九条第一項から第三項まで、第百条第一項及び第三とみなされる者をいう。以下同じ。)が就かせたときを含む。)」り同条第一項に規定する派遣先の事業の第十条に規定する使用者	先の使用者(労働者派遣法第四十四条第一項又は第二項の規定によ条の三第一項中「就かせたとき」とあるのは「就かせたとき(派遣四条第三項に規定する派遣元の事業の事業場)」と、同法第三十八二十三条の二に規定する派遣就業にあつては、労働者派遣法第四十	(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律条の二第二項中「当該事業場」とあるのは「当該事業場(労働者派5 前各項の規定による労働基準法の特例については、同法第三十八	2~4 〔略〕 第四十四条 〔略〕 (労働基準法の適用に関する特例)	改正案
条中「使用者」とあるのは「使用者(派遣先の使用者を含む。)」第二項、第百四条の二、第百五条の二、第百六条第一項及び第百九働者派遣法第四十四条の規定」と、同法第百一条第一項、第百四条項並びに第百四条の二中「この法律」とあるのは「この法律及び労	と、同法第九十九条第一項から第三項まで、第百条第一項及び第三とみなされる者をいう。以下同じ。)が就かせたときを含む。)」り同条第一項に規定する派遣先の事業の第十条に規定する使用者	先の使用者(労働者派遣法第四十四条第一項又は第二項の規定によ条の三第一項中「就かせたとき」とあるのは「就かせたとき(派遣四条第三項に規定する派遣元の事業の事業場)」と、同法第三十八二十三条の二に規定する派遣就業にあつては、労働者派遣法第四十	(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律条の二第二項中「当該事業場」とあるのは「当該事業場(労働者派5 前各項の規定による労働基準法の特例については、同法第三十八	2~4 〔略〕 第四十四条 〔略〕 (労働基準法の適用に関する特例)	現行

三項 二十一条の罪を含む。 則 同 者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。)並びに るのは「この法律及びこの法律に基づいて発する命令の規定 法第百十二条中「この法律及びこの法律に基いて発する命令」とあ 用者にあつては、この法律及びこれに基づく命令の要旨)」と、 項及び第五項 遣法第四十四条の規定を含む。 法第百六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律 定により適用される場合を含む。)又は同条第三項の規定」と、 はこの法律に基いて発する命令」とあるのは「この法律若しくはこ 反 **頃**に規定する決議」とあるのは「協定並びに第三十八条の四第 「協定並びに第三十八条の四第一項及び第五項 への罪 |法律に基づいて発する命令の規定(労働者派遣法第四十四条の規 条第三項の規定」として、これらの規定(これらの規定に係る罰 の規定を含む。 略 の規定により準用する場合を含む。 派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。)の違 (同条第四項の規定による第百十八条、第百十九条及び第百 並びに第四 (第四十 を適用する。 +) と、 条の二 条の一 |第三項の規定により準用する場合を 同法第百四条第一項中「この法律又 第 以下この項において同じ。)」と、 項に規定する決議 並びに第四十一 (第四十 (派遣先の使 (労働者派 条の一 条の二第 (労働 二第 同 同 6

同法第百二条中「この法律違反の罪」とあるのは「この法律(労

二十一条の罪を含む。)」と、同法第百四条第一 反の罪 らの規定に係る罰則の規定を含む。) 命令の規定(労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合 発する命令」とあるのは「この法律及びこの法律に基づいて発する 遣法第四十四条の規定を含む。以下この項において同じ。)」と、 働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。 と、同法第百二条中「この法律違反の罪」とあるのは を含む。)並びに同条第三項の規定」として、これらの規定(これ の要旨)」と、 決議(派遣先の使用者にあつては、 あるのは「協定並びに第三十八条の四第一 法第百六条第一項中「この法律」とあるのは 定により適用される場合を含む。)又は同条第三項の規定」と、 の法律に基づいて発する命令の規定 (労働者派遣法第四十四条の はこの法律に基いて発する命令」とあるのは「この法律若しくはこ 「協定並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議」と (同条第四項の規定による第百十八条、第百十九条及び第百 同法第百十二条中「この法律及びこの法律に基い この法律及びこれに基づく命令 を適用する。 項及び第五項に規定する 「この法律 項中「この法 「この法律 (労働者派 律又 0) 規 同 違

[略

6

略